

共同研究者所見

分科会番号(19) 分科会名(学校図書館教育)

共同研究者名 (山口真也)

2005 年度の学校図書館教育分科会では、宮古養護学校の前川教諭による運営と八重山商工高校の當銘教諭(司書教諭)による司会の下で、各支部の代表者による報告と、2本のレポート発表にもとづく討議が行われた。ここでは、レポート発表の報告と討議についての所見を述べたい。

山根頼子司書(八重山農林高校)によるレポート「批判的、主体的な読書指導をするために一図書館に「悪書」はいれられるか」では、2003年度の教育研究中央集会において問題提起された『Deep Love』シリーズ(Yoshi著、スターツ出版)の取り扱いに関するその後の調査と検討が報告された。山根氏は、『Deep Love』への評価について周囲の人物への聞き取り調査を実施し、①「面白い。感動する」「泣ける」と高く評価する生徒がいる一方で、②読書力が高い生徒からは「立ち読みで十分な本」という意見があったことを挙げている。さらに教員からは、③「学校図書館に相応しくない」「こういうものを読んでいると勉強に身が入らない」「生徒のリクエストのままに購入するという事は司書の専門性を自ら否定することになるのでは」という意見を持つ教員がいる一方で、④「現在子どもたちを取り巻く状況が如実に表現されており、必要な生徒には読ませてあげればよい」という肯定的な意見を持つ教員がいることも指摘している。

こうした調査結果をふまえて、山根氏は、本書が生徒たちにとって決して不要な図書ではないことを認めつつも、学習に必要な資料との優先順位の兼ね合いを考慮した上で、①本書を蔵書としては加えずに、②生徒からのリクエストがあった場合には、私物を貸すという対応をとることとしたとのことであったが、果たしてこうした対応が正しかったのかどうか、「まだ答えは出ていない」とも語っている。さらに、現在では、『Deep Love』よりもはるかに「粗悪」な印象を受ける『リアル鬼ごっこ』(山田悠介著、文芸社)などの悪書も出版されており、商業主義を背景とした出版界の流れに対して、子どもたちの健全育成(健全な教養の育成)を前提とする学校図書館がどのように対応するか、さらに、学校司書に対する勤務評定として、読書冊数の増加を求められた場合に「生徒からのリクエストが多い」という理由で、こうした「悪書」が安易に収集されるようになるのではないかと、いった懸念があることも指摘された。

山根氏の問題提起に対して、参加者からは、「大人の読み方と子どもの読み方は違う」、「自殺マニュアル」など、直接的に生命に関わるような図書は別だが、生徒の要望は基本的には受け入れるべき、「図書とは与え方によって、良書にも悪書にもなる。「害になる図書がある」という発想は司書が持つてはならないのではないかと」、「学校図書館の本棚は生徒たちのもの」、「どんなリクエストでも真剣に議論すれば、生徒は安易に悪書を求めてくるようなことはしなくなるのではないかと」といった意見が寄せられた。私もまた、山根氏の話聞きながら、健全育成という観点から、「悪書を読ませたくない」「学校図書館に置きたくない」という気持ちは理解できるものの、高校生が悪書を手に入れる方法はいくらでもあるということを考えれば(書店での購入・公共図書館からの貸出、回し読み等)、悪書へのリクエストを断ることでこの問題を終わらせてはならないようにも感じられた。

山根氏はこうした参加者からの意見に理解を示しつつも、生徒たちが、『Deep Love』や『リアル鬼ごっこ』といった悪書を求める背景には、図書に関する情報入手の場が、テレビや書店に偏っていることを指摘し、身近にいい本を薦めてくれる大人がもっといれば、こうした悪書に興味に向くことはないのではないかと、という感想を述べている。テレビで紹介される図書の多くはセンセーショナルなものであり、店頭でも、売れる本の宣伝ばかりが目につく。こうした情報に踊らされて、生徒たちが悪書を求めているとすれば、悪書へのニーズを受け入れるだけでなく、良書を積極的に読ませるような学校図書館づくりが求められているとも考えられる。今回の討論では、時間の制約もあり、結論は出なかったが、山根氏が指摘するように、商業主義を背景として、悪書問題は今後も「古くて新しい問題」として継続していくと考えられる。さらなる議論を重ねながら、明確な指針を作成する必要があるだろう。

手登根千津子司書(北山高校)によるレポート「貸出システムにおける個人別貸出冊数カウント機能の導入に関する問題点について一に対する意見」は、共同研究者として参加した私が、2005年8月に、県立高校の司書研修会宛に送った文書に対する反対意見をまとめたものであった。沖縄県の高校図書館では、現在、個人ごとに1ヶ月単位で貸出冊数を抽出することができるシステムの導入について、その是非が議論されているが、こうしたシステムの導入の背景には、クラス担任に対して、学校図書館が管理する個人別貸出冊数を報告するべきであるという考えが存在する。しかしながら、こうしたシステムのあり方には、①貸出サービスを前提として集められ

たはずの貸出記録が、読書指導を目的として利用されるという問題(目的外利用)、②個人情報であるはずの貸出記録が、本人以外の第三者(クラス担任)に伝えられるという問題(第三者提供)、③貸出記録が返却時に消去されず、一定期間保有されるという問題(日本図書館協会・学校図書館問題研究会の考えに反する)が存在する。2004年3月から、学校図書館におけるプライバシー・個人情報保護をテーマとして調査を続けてきた私は、これらの問題点を文書にまとめ、司書研修会宛に送ったのだが、この文書に答える形で、手登根氏は、本部高校の名城司書らとともに、記録を保有することを前提とした意見を報告されたのである。

まず、①の貸出記録を読書指導に活用することは個人情報の目的外利用になるのではないかと、という問題については、学校図書館法や学校図書館基準において、「生徒の健全な教養の育成」と「読書指導によって読書の習慣づけ・生活化を教え、図書館利用を通して社会的、民主的生活態度を経験させる」ことが学校図書館の目的として明記されていることを挙げ、学校図書館が管理する記録を読書指導に活用することは目的外利用にならないのではないかと、という見解を示された。また、②と③については、貸出記録が、読書の実態を個別に捉える上で大きな利用価値を持っていることを考えれば、冊数情報を有効に活用することを前提として、個人情報を保護する方法やルールを考えるべきではないかと、という意見を提示された。

こうした手登根氏による発表に対しては、参加者より、「冊数が生徒の評価情報として活用されるようになれば、生徒は評価を意識して、好きな本を自由に本を読めなくなるのではないかと」、「貸出冊数が0冊だからといって、生徒が本を読んでいないとは限らない。高校生にもなれば、公共図書館から本を借りることもあるし、自分で買って本を読みたい生徒もいるので、貸出記録は、読書指導資料として正確ではない」、「読書は冊数で評価されるものではない」といった意見が寄せられた。また、「貸出記録の報告は、クラス担任への勤務評価にもつながる恐れがあり、貸出冊数が低いクラスの担任への圧力が高まることで、冊数が低い生徒たちがクラス担任から責められるようになるのではないかと」という不安の声も上がった。さらに、読書指導の必要性は理解しつつも、「0冊の生徒に対して個別に指導するのではなく、「図書館だより」で新刊紹介をしたり、口コミで面白い本の話を広めたり、授業時間で生徒が図書館に来た際に、面白い本を紹介したりするなど、全体への働きかけだけでも十分なのではないか」といった意見もあった。

手登根氏は、これらの反対意見に対して、数年前からの自身の実践例を紹介し、個別の指導、声かけが、不読者の解消に大きな効果を持っていることを指摘している。もちろん、生徒全体への働きかけも重要であるが、司書、または教員が生徒の読書状況を個別に把握し、指導していくことも、一つの方法として加えてよいのではないかと。手登根氏は、こうした考えの下で、個人情報保護を過度に意識しすぎること、学校図書館の機能が阻害されることはかえって問題なのではないかと述べ、貸出記録の管理方法について、①個人別貸出冊数については学校司書と司書教諭、クラス担任が閲覧できる、②クラス別貸出状況は全職員と全校生徒が閲覧できる、③学校別貸出状況は地域に公開する、というようにレベルを分けて、個人情報保護のあり方を整理するべきだということを示唆された。

手登根氏が指摘するように、学校図書館にとって、読書指導は法律や基準に記された重要な役割の一つである。しかしながら、個人情報保護の理念によると、個人情報をコントロールする権利を持っているのは原則として本人のみである(未成年の場合は保護者も含む)。手登根氏の実践は、この問題を考える上で重要な示唆を与えるものであるが、貸出記録を返却後に保有し続け、さらに、1ヶ月単位で抽出して、読書指導を目的として、クラス担任へと報告するのであれば、やはり最低限のルールとして、生徒本人に了解を取った上で行われるべきであるだろう。また、貸出記録がクラス担任に手渡されるということは、事後にどのようなフォローを行ったとしても、評価情報として活用される余地を残してしまうと私は考えている。とすれば、できるだけ個人読書に関する正確な情報を提供するように心がけることが、人権に配慮した図書館運営の在り方であり、学校図書館の貸出記録だけでなく、公共図書館や購入図書の見出し記録もまた追加することができる方法、システムを同時に考え、導入することが求められるだろう。また、クラス担任の評価を過度に意識することで、生徒たちが冊数競争に熱中し、「読まないのに借り続ける」といった問題が生じないようにするための具体的な方法も準備しておくべきである。

これまでのところ、学校図書館界では、「貸出記録を返却後も保有し続けるかどうか」という問題は、読書の自由(図書館の自由)や個人情報保護、プライバシー保護に及ぶ重大な問題であるにも関わらず、ほとんど議論されてこなかった。この問題に対する明確な指針を提示することは、「学校図書館先進地域」である沖縄県の学校司書・司書教諭の専門性を確立することにもつながるはずである。「悪書問題」と同様、この問題についても、今後も継続して議論していく必要があるだろう。

この他、研究集会では、個人情報保護条例の下での卒業アルバムの管理方法や、学校司書・兼任司書教諭の雇用問題、養護学校における図書館サービスのあり方など、現代の学校図書館が抱える様々な問題が報告された。スペースに限りがあるため、これら全てを紹介することはできないが、現場での苦労や意見を聞くことができ、大変有意義な報告であった。まだまだ勉強不足な共同研究者ではあるが、来年度もぜひ参加して、現場の声を拝聴する機会を頂きたいと考えている。(2005年11月13日)